

地方財政審議会付議（説明）案件

平成30年8月28日（火）

（案件名）

- ・ 平成30年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○ 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第36条 総務大臣は、第33条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課
課長補佐 鷲頭 美央

（内23512）

平成30年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第34条に基づいて、平成30年度8月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

4, 048億円（前年度8月期比 655億円増（19.3%増））

* 5月～7月の地方法人特別税（国税）収入額の全額

4 譲与日

平成30年8月31日（金）

5 譲与基準等

譲与総額	地方法人特別税（国税）収入額の全額《注》
譲与基準	1/2 人口 1/2 従業者数 <small>※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額（財源超過団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額）</small>
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
平成29年度譲与実績	18,452億円
平成30年度地財計画	20,211億円

《注》 交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

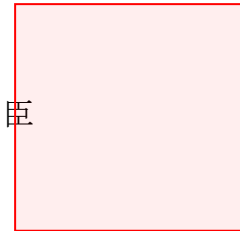
(案)

総 税 企 第 [] 号

平成 3 0 年 8 月 日

〈各都道府県知事〉 あて

総 務 大 臣



地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 2 0 年法律第 2 5 号）第 3 4 条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲与します。

記

譲与日

平成 3 0 年 8 月 3 1 日

地方法人特別譲与税譲与金

〈別添のとおり〉 千円

↑額は出力

平成30年度8月期 地方法人特別譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	16,580,646
青森	3,969,534
岩手	3,987,721
宮城	7,322,789
秋田	3,153,248
山形	3,528,283
福島	5,910,235
茨城	8,973,917
栃木	6,193,719
群馬	6,312,854
埼玉	20,615,732
千葉県	17,382,468
東京都	53,157,188
神奈川県	26,738,404
新潟	7,355,849
富山	3,504,335
石川	3,768,179
福井	2,591,004
山梨	2,642,390
長野	6,685,167
岐阜	6,366,584
静岡県	11,978,312
愛知県	24,967,503
三重	5,764,443
滋賀	4,404,592
京都	8,225,721
大阪	29,568,561
兵庫県	16,630,529
奈良	3,767,196
和歌山	2,910,999
鳥取	1,767,054
島根	2,183,569
岡山	5,958,775
広島	9,105,500
山口	4,347,231
徳島	2,335,606
香川	3,131,076
愛媛	4,261,985
高知	2,216,160
福岡	15,950,347
佐賀	2,596,705
長崎	4,221,836
熊本	5,407,889
大分	3,602,356
宮崎	3,398,781
鹿児島	5,074,813
沖縄	4,280,527
合計	404,798,312

地方法人特別税収入額

(単位:億円)

No.	団体名	地方法人特別税収入額		
		平成30年 5～7月分	平成29年 5～7月分	増減
01	北海道	78	67	11
02	青森県	13	12	1
03	岩手県	17	16	1
04	宮城県	77	61	16
05	秋田県	10	7	3
06	山形県	19	19	0
07	福島県	50	45	5
08	茨城県	67	43	24
09	栃木県	104	113	▲ 9
10	群馬県	50	53	▲ 3
11	埼玉県	270	249	21
12	千葉県	79	73	6
13	東京都	684	568	116
14	神奈川県	173	132	41
15	新潟県	65	57	8
16	富山県	36	30	6
17	石川県	21	19	2
18	福井県	40	29	11
19	山梨県	11	9	2
20	長野県	64	34	30
21	岐阜県	91	81	10
22	静岡県	280	238	42
23	愛知県	392	315	77
24	三重県	171	108	63
25	滋賀県	50	46	4
26	京都府	50	42	8
27	大阪府	322	246	76
28	兵庫県	91	92	▲ 1
29	奈良県	20	20	0
30	和歌山県	38	31	7
31	鳥取県	10	11	▲ 1
32	島根県	11	15	▲ 4
33	岡山県	35	31	4
34	広島県	69	67	2
35	山口県	49	33	16
36	徳島県	27	24	3
37	香川県	45	41	4
38	愛媛県	27	29	▲ 2
39	高知県	7	6	1
40	福岡県	158	125	33
41	佐賀県	27	20	7
42	長崎県	14	12	2
43	熊本県	53	46	7
44	大分県	22	24	▲ 2
45	宮崎県	21	17	4
46	鹿児島県	19	17	2
47	沖縄県	19	19	0
	合計	4,048	3,393	655

(注)四捨五入により計が一致しないところがある。

地方法人特別税・譲与税による影響額

▼平成30年度分

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B				影響額 B-A	
		5月	8月	11月	2月		
北海道	101	219	53	166	0	0	118
青森県	17	52	13	40	0	0	35
岩手県	24	53	13	40	0	0	29
宮城県	182	97	24	73	0	0	▲ 85
秋田県	13	42	10	32	0	0	29
山形県	26	47	11	35	0	0	21
福島県	68	78	19	59	0	0	10
茨城県	89	119	29	90	0	0	30
* 栃木県	157	82	20	62	0	0	▲ 75
群馬県	65	83	20	63	0	0	18
埼玉県	343	272	66	206	0	0	▲ 71
千葉県	102	230	56	174	0	0	128
* 東京都	870	702	171	532	0	0	▲ 168
神奈川県	208	353	86	267	0	0	145
新潟県	75	97	24	74	0	0	22
富山県	51	46	11	35	0	0	▲ 5
石川県	37	50	12	38	0	0	13
福井県	47	34	8	26	0	0	▲ 13
* 山梨県	15	35	8	26	0	0	20
長野県	108	88	21	67	0	0	▲ 20
岐阜県	119	84	20	64	0	0	▲ 35
* 静岡県	369	158	38	120	0	0	▲ 211
* 愛知県	459	330	80	250	0	0	▲ 129
* 三重県	194	76	19	58	0	0	▲ 118
* 滋賀県	59	58	14	44	0	0	▲ 1
京都府	62	109	26	82	0	0	47
* 大阪府	394	391	95	296	0	0	▲ 3
兵庫県	141	220	53	166	0	0	79
奈良県	24	50	12	38	0	0	26
和歌山県	50	38	9	29	0	0	▲ 12
鳥取県	13	23	6	18	0	0	10
島根県	17	29	7	22	0	0	12
岡山県	50	79	19	60	0	0	29
広島県	95	120	29	91	0	0	25
山口県	56	57	14	43	0	0	1
徳島県	29	31	7	23	0	0	2
香川県	59	41	10	31	0	0	▲ 18
愛媛県	42	56	14	43	0	0	14
高知県	16	29	7	22	0	0	13
福岡県	264	211	51	160	0	0	▲ 53
佐賀県	31	34	8	26	0	0	3
長崎県	18	56	14	42	0	0	38
熊本県	74	71	17	54	0	0	▲ 3
大分県	29	48	12	36	0	0	19
宮崎県	28	45	11	34	0	0	17
鹿児島県	32	67	16	51	0	0	35
沖縄県	27	57	14	43	0	0	30
合計	5,348	5,348	1,300	4,048	0	0	0

▼平成29年度

(単位：億円)

地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	影響額 B-A
520	756	236
104	181	77
128	182	54
331	334	3
74	144	70
103	161	58
259	269	10
380	409	29
271	282	11
280	288	8
626	940	314
627	792	165
4,750	2,423	▲ 2,327
1,128	1,219	91
245	335	90
120	160	40
159	172	13
107	118	11
116	120	4
197	305	108
208	290	82
563	546	▲ 17
1,378	1,138	▲ 240
245	263	18
213	201	▲ 12
289	375	86
1,611	1,348	▲ 263
567	758	191
82	172	90
80	133	53
49	81	32
67	100	33
217	272	55
360	415	55
179	198	19
85	106	21
141	143	2
153	194	41
49	101	52
612	727	115
73	118	45
105	192	87
150	247	97
109	164	55
87	155	68
131	231	100
123	195	72
18,452	18,452	0

* 印 平成20年制度創設当初、「譲与額 < 払込額」と想定されていた都道府県。

※四捨五入により計が一致しないところがある。

(参考) 地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄) (平成二十年四月三十日法律第二十五号)

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三十四条 地方法人特別譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
五月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
二月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額

- 各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、前項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額から前条第二項第三号に規定する財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及び各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過団体調整額調整団体にあつては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る同項第二号に規定する個別財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を加えた額）とする。
- 前二項の規定により計算した各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合においては、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方法人特別譲与税の額は、第一項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額からそれらの端数金額を控除した金額とする。
- 各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第三十六条 総務大臣は、第三十三条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。